

議案第5号

大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月1日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例
大網白里市火入れに関する条例（昭和59年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和26年法律第249号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第1項中「森林法第21条第1項」を「法第21条第1項」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「森林法第21条第2項」を「法第21条第2項」に改める。

第4条第1項中「森林法第21条第1項」を「法第21条第1項」に改める。

第5条中「森林法第21条」を「法第21条」に改める。

第12条第1項第2号中「1号」を「前号」に改め、同条第2項中「鋸・鎌・スコップ・バケツ等」を「鋸、鎌、スコップ、バケツ等」に改める。

第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき、又は火災警報が発令されたとき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。